

引っ越しを
お考えの
皆様へ

いらなくなった家電4品目は 正しくリサイクルしてください

- ◆ エアコン
- ◆ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目は、家電リサイクル法の対象品目です。



引っ越しの際にこれらの家電を処分（廃棄）する場合には、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

家電4品目を処分（廃棄）する場合は・・・

- ①新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する
- ②処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、処分する製品を購入した小売店に引取りを依頼する
- ③上記以外の際は、お住まいの市町村に相談することが必要です。

上記③については、小売店に引取義務のない家電ですが、市町村に協力する小売店等が家電4品目の引取りを行っている場合には、当該小売店に引取りを依頼することができます。

家電4品目の処分（廃棄）に当たって小売店・事業者に当該家電4品目を引き取ってもらう場合、原則として、家電リサイクル券の排出者控が発行されますので、当該排出者控を受け取ってください。



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店等に引取りを依頼する場合、引っ越しの直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売業者等に引取りを依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者
を利用しないでください。
（家電4品目の廃棄に当たって要注意）
「無許可」の廃棄物回収業者には、
以下のような例があります。

街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告



具体的な処分方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決！家電リサイクル」を御覧ください。

<http://www.kaiketsukr.com/>



経済産業省の家電リサイクル法特設サイト
（消費者向けサイト）



http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html



平成30年2月作成